

別紙

前年度の温室効果ガスの排出の量及び排出削減計画に基づき実施した措置の状況

氏名	(法人にあっては名称) 岡山ブタジエン株式会社		住所	(法人にあっては主たる事業所の所在地) 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-1-11	
本票作成	部署名：日本ゼオン株式会社 水島工場 製造1課				
主たる業種	分類コード	16	業種名：化学工業		
事業の概要	合成ゴムの原料であるブタジエンの製造				
県内の主な工場等	番号	工場等の名称		所在地	
	①	水島工場		岡山県倉敷市児島塩生字新浜2767-1	
特定事業者の該当要件	<input checked="" type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500kℓ以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input type="checkbox"/> ③CO ₂ 換算3,000t以上 (●工場等の数 1 所 ●車両台数(②該当の場合) 台)				
温室効果ガス排出量	基準年度(平成30年度)	(令和5)年度排出量		目標年度(令和5年度)	
	54,254 t CO ₂	34,951 t CO ₂		53,711 t CO ₂	
主な工場等の排出量	番号	工場等の名称		(令和5)年度排出量	
	①	水島工場		34,951 t CO ₂	
				t CO ₂	
				t CO ₂	
				t CO ₂	
削減目標の達成状況	計画期間：	令和元年度 ～ 令和5年度 (5箇年度)			
	<input type="checkbox"/> 総排出量基準	(5)年度削減実績	目標削減率	目標達成	
	<input checked="" type="checkbox"/> 原単位基準	△17.9 %	1.0 %	<input type="checkbox"/> 達成	<input checked="" type="checkbox"/> 未達
(原単位基準の削減目標を選択している場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係をもつ値の内容 ブタジエン生産量	原単位当たり排出量			
		基準年度	(5)年度	目標年度	
		443.1 t CO ₂ /(千t)	522.4 t CO ₂ /(千t)	438.7 t CO ₂ /(千t)	
(該当事業者のみ記入)					
ベンチマーク指標の状況	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値(令和5年度)	達成率等	
【削減状況の自己評価】					
<p>当工場は、ブタジエンを含んだ原料を蒸留により高純度ブタジエンに精製し製品としている単独プラントであるため、排出量の削減が厳しい状況にある。</p> <p>蒸気は、ブタジエンの最適運転生産量からズレると原単位当たりの排出量が悪化する。また、電気は、使用量がほぼ一定のためブタジエン生産量が低いほど原単位当たりの排出量が悪化する。</p> <p>令和5年度は定期検査のため2ヶ月間停止し、停止中も電力を使用していた事とブタジエン生産量が低いため、蒸気および電気の原単位が悪化している。計画期間のブタジエン生産量は、R元年度=93.3千t/294日、R2年度=126.2千t/365日、R3年度=67.0千t/251日、R4年度=96.3千t/360日、R5年度=66.9千t/303日</p>					

【推進体制】

岡山ブタジエン株式会社は、社長を責任者としたエネルギー管理組織で推進している。
工場のエネルギー管理は日本ゼオン（株）水島工場と一緒に取り組んでいる。

【目標削減率達成のために実施した措置及び今後の取組】

工場等の名称	実施した措置及び今後の取組の内容
岡山ブタジエン株式会社 水島工場	(令和5年度実施分) ・FCR蛍光灯器具LED化：100tCO2（計画的に実施中） ・冷却水ポンプ内部コーティング（1台/4台中）：15tCO2 ・冷却水ポンプ軸封装置変更（1台/4台中）：15tCO2 (今後実施予定分) ・FCR蛍光灯器具LED化：50tCO2（計画的に実施中R6年完了予定） ・冷却水ポンプ内部コーティング（3台/4台中）：45tCO2予定 ・冷却水ポンプ軸封装置変更（3台/4台中）：45tCO2予定 ・大型電動機インバーター化更新：1200tCO2予定

【森林保全等吸収源対策への取組】

県内での取組	無	
その他	無	

【再生可能エネルギーの導入】

県内での取組	無	
その他	無	

【その他特記事項】

--

【参考情報】

県管理用

※以下は参考資料のため、提出は不要です。

主たる業種・・・分類コード、業種名一覧表
(日本標準産業分類(平成19年11月改訂版)中分類)

01	農業
02	林業
03	漁業(水産養殖業を除く)
04	水産養殖業
05	鉱業、採石業、砂利採取業
06	総合工事業
07	職別工事業(設備工事業を除く)
08	設備工事業
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)
50	各種商品卸売業

51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業(他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業(他に分類されないもの)
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合(他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業

ベンチマーク指標の状況

(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

対象事業の名称	指標	(指標の内容)
高炉による鉄鋼業	0.531 kl/t 以下	粗鋼量当たりのエネルギー使用量
電炉による普通鋼製造業	0.150 kl/t 以下	上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(圧延量当たりのエネルギー使用量)の和
電炉による特殊鋼製造業	0.36 kl/t 以下	上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(出荷量当たりのエネルギー使用量)の和
電力供給業	A:1.0 0 かつ B:44.3%	以上 A:各発電方式(石炭・ガス・石油その他の燃料)の発電効率を発電効率の目標値で除した値と各発電方式による発電量の比率と積の和 B:各発電方式(石炭・ガス・石油その他の燃料)の発電効率と発電方式による発電量の比率と積の和
セメント製造業	3,739 MJ/t 以下	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和
洋紙製造業	6,626 MJ/t 以下	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量
板紙製造業	4,944 MJ/t 以下	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量
石油精製業	0.876 以下	石油精製工程の標準エネルギー使用量(当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和)当たりのエネルギー使用量
石油化学系基礎製品製造業	11.9 GJ/t 以下	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量
ソーダ工業	3.00 GJ/t 以下	電解工程の電解槽払出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和
通常コンビニエンスストア業	707 kWh /百万円以下	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高(税抜)の合計量にて除した値
小型コンビニエンスストア業	308 kWh /百万円以下	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高(税抜)の合計量にて除した値
ホテル業	0.723 以下	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量(単位 ギガジュール)を①から⑦の合計量(単位 ギガジュール)にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①宿泊・共用部門の面積(単位 平方メートル)に2.238を乗じた値 ②食堂・宴会場の面積(単位 平方メートル)に6.060を乗じた値 ③屋内駐車場の面積(単位 平方メートル)に0.831を乗じた値 ④収容人数(単位 人)に-48.241を乗じた値 ⑤従業員数(単位 人)に32.745を乗じた値 ⑥年間の宿泊客数(単位 人)に0.152を乗じた値 ⑦年間の飲食・宴会利用客数(単位 人)に0.030を乗じた値

百貨店業	0.792	以下	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量(単位キロリットル)を①と②の合計量(単位 キロリットル)にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積(単位 平方メートル)に0.0531を乗じた値 ②売上高(単位 百万円)に0.0256を乗じた値
食料品スーパー業	0.799	以下	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に2.543を乗じた値 ②年間営業時間に0.684を乗じた値 ③店舗に設置されている冷蔵用又は冷凍用のショーケースの外形寸法の幅の合計に5.133を乗じた値
ショッピングセンター業	0.0305	kl/m ² 以下	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値
貸事務所業	1.0	以下	当該事業を行っている延べ床面積当たりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値
大学	0.555	以下	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を当該キャンパスと同じ規模のキャンパスにおける当該事業の平均的なエネルギー使用量で除した値
パチンコホール業	0.695	以下	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値
国家公務	0.700	以下	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ②電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③職員数に0.191を乗じた値
データセンター業	1.400	以下	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量(データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位kWh)を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量(データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位kWh)にて除した値
圧縮ガス・液化ガス(LNG事業者)	0.077	kl/千Nm ³ 以下	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量
圧縮ガス・液化ガス製造業(その他事業者)	0.157	kl/千Nm ³ 以下	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量